

千代田区発注工事における現場代理人の兼任に関する基準

平成28年 4月 1日

27千政契約第551号

(目的)

第1条 この基準は、建設業者の受注機会の拡大を図るため、千代田区工事請負契約約款で規定する現場代理人について、兼任を認める場合の措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(兼任を認める対象工事)

第2条 次の各号に掲げる条件を全て満たす工事は、合計で3件までの工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上の理由により、兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) 千代田区発注の工事であり、かつ、工事現場が千代田区内であること。
- (2) 次のいずれかの条件を満たす工事であること。

- ア 当初請負契約額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)未満の建設工事
- イ 単価契約による建設工事

(兼任を認める条件)

第3条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- (2) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応がとれること。
- (4) 安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼任の手続き)

第4条 現場代理人の兼任を希望する受注者は、落札決定後、現場代理人兼任届を工事主管課に提出しなければならない。

(契約変更時の取扱い)

第5条 現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第2条で定める金額を上回る場合も、引き続き現場代理人の兼任を認めることとする。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公募する工事請負契約について適用する。